

## クーリング・オフについて

お客様は、不動産特定共同事業法第 26 条第 1 項（クーリング・オフ制度）の規定に基づき、お客様が匿名組合契約に係る申込みをした後から、お客様が不動産特定共同事業法第 25 条の規定により当社から提供される契約成立時書面の電子交付を受領した日から起算して 8 日間が経過するまでの間は、以下に定める手続きにより、当該申込みを撤回し、又は当該申込みに係る匿名組合契約の解除を行うことができます。この場合において、既に支払われた出資金はお客様が会員登録時に入力した銀行口座に対して振り込むことにより速やかに返還します。なお、返還にかかる違約金や振込手数料の発生はございません。

### 【クーリング・オフの手続き方法】

1. 本書別紙の「契約解除通知書（クーリング・オフ）」に必要事項を記載してください。
2. 当社宛に郵送する方法によりご送付ください。電話等による口頭での通知は認められません。

#### 【送付先】

〒160-0023  
東京都新宿区西新宿 6-14-1 新宿グリーンタワービル 22F  
株式会社 良栄  
アセット事業部 クーリング・オフ担当 宛

3. 当社による受領及び記載内容の確認後、「クーリング・オフ確認書」がお客様の会員登録時に登録したメールアドレス宛に送付されますので、大切に保管してください。

### 【ご注意事項】

1. 「契約解除通知書（クーリング・オフ）」の記載事項に不備がある場合には、当社から電話又はメールの方法により、内容の確認を行う場合があります。当該確認に対するご協力をいただけない場合、「契約解除通知書（クーリング・オフ）」に基づくクーリング・オフを受け付けることができない場合がありますので、ご注意ください。
2. 「契約解除通知書（クーリング・オフ）」を送付後、10 営業日が経過しても当社から「クーリング・オフ確認書」が届かない場合は、[こちら](#) からお問い合わせください。
3. 「契約解除通知書（クーリング・オフ）」により、一度申し込みを撤回し、又は契約を解除した場合には、対象となる案件が募集期間中である場合には、再度のお申込みができる場合がありますが、それ以外の場合は、原則として当該案件に対する再度のお申込み及び契約の締結を行うことができませんので、ご注意ください。
4. その他、クーリング・オフ制度に関するお問い合わせは、[こちら](#) からお問い合わせください。

## 中途解約について

やむを得ない事由によりクーリング・オフ期間経過後に中途解約を希望する会員は、当社宛に書面による解約を申し出ることにより、運用中のファンドの解約が可能です。

但し、解約事由によっては、解約をお断りする場合がございますのでご了承ください。

中途解約をご希望の場合 [こちら](#) からお問い合わせください。

